

東京都立板橋有徳高等学校定時制課程 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日 31板有高第66号

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、認識しながらこれを放置させない。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護し、これを克服する

2 学校及び教職員の責務

学校の教職員は、在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため設置する。

② 所掌事項

未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応。

③ 会議

原則として年3回開催する。いじめアンケートの結果をもとに生徒の状況を確認し、対応を検討する。

④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学級担任、養護教諭、心理専門職（スクールカウンセラー）及び必要に応じて当該学年担任。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校だけでは対応できない案件について、学校を支援する。

② 所掌事項

一 保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携協力できるサポート体制の確立に関すること。

二 生徒の健全育成に関すること。

三 いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援すること。

③ 設置

学校だけでは対応できないいじめの案件が生じた場合に、必要に応じて設置する。

④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、当該学年担任、養護教諭、保護者代表及び必要に応じて学校運営連絡協議会、民生・児童委員、子ども家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員等。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 学級担任による問題を抱えた子供への働き掛けに関する具体的取組。
- ② いじめに関する授業等（年3回以上）の実施計画。
- ③ 生徒会等による主体的な取組への支援。

(2) 早期発見のための取組

- ① 「いじめアンケート」の実施。
- ② スクールカウンセラーによる全員面接計画の促進。
- ③ 定期的な個人面談計画の実施。
- ④ 全教職員による校内巡回等を通じた生徒の観察。

(3) 早期対応のための取組

- ① 把握した情報に基づく実態把握。
- ② 被害生徒の安全確保とケア。
- ③ 加害生徒に対する指導等。
- ④ いじめを伝えた生徒の安全確保。

(4) 重大事態への対処

- ① 被害生徒の保護。
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用。
- ③ 加害生徒への指導等。
- ④ 保護者や地域、関係機関との連携。

5 教職員研修計画

(1) 年3回以上の研修実施計画

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会の活用。
- (2) 被害生徒、加害生徒の保護者に対する状況説明と連携。
- (3) 保護者相談の計画・実施。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域人材の活用による取組。
- (2) 警察・児童相談所等との日常的な連携。
- (3) 緊急通報体制の確認。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートによる評価結果を踏まえ、必要に応じて学校運営協議会における議論を経て、基本方針の改善を行う。

附則

平成26年10月29日 校長決定

平成31年4月1日 31板有高第66号 改正